

■ビズオール契約内容の注意事項について

①本書面（ビズオール会員規約、各サービス利用規約）及び別紙申込書は、必ずご確認ください。

②本書面と申込書控えは、大切に保管してください。

③本契約は、特定商取引法の対象外となりますので、ご注意ください。（次の場合は、特定商取引法の対象外です。）

a.事業者間での取引又は海外にいる人に対する契約の場合

b.事業者がその従業員に対して行った販売又は役務の提供の場合

■ビズオール会員規約

第一条（会員の定義）

1.ビズオール会員（以下、「会員」という。）とは、法人又はその他の団体もしくは個人事業主の方（併せて、以下、「法人等」という。）で本規約に同意の上、株式会社 MJE（以下、「当社」という。）が提供する各サービスに加入又は当社が定める所定の手続きにより会員登録の申込を行い当社が承認した法人等をいいます。

2.利用者には、当社が提供する各サービスを実際に利用する方をいいます。（例：会員である法人等の従業員）

3.申込者は、ビズオール会員へ申込みし、かつ、当社が承認していない方をいいます。

第二条（会員の地位）

1.会員は、当社が定める条件に従って、各サービスを利用することができます。ただし、有料サービスに関しては当社が定める利用料金を支払うことによって利用できるものとします。

2.会員は、会員としての地位及びサービスの利用により当社に対して取得した一切の権利を第三者に譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わずに处分することはできません。

第三条（適用範囲）

本規約は、申込手続時及び登録後のすべての申込者及び会員に適用されます。

第四条（会員の利用資格の停止及び失効）

1.本規約に定める申込について、以下のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社はその申込を承認しない、もしくは取消を行う場合があり、申込者又は会員はあらかじめこれを了承するものとします。

①利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記があつた場合。

②利用申込にあたり、口座情報、又は、指定クレジット会社より無効扱いの通知を受けた場合。

③過去にサービス加入資格の停止又は失効を受けた場合。

④過去に当社の各サービスで料金の未納、滞納をした場合。

⑤申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人のいずれかであり、法定代理人、保佐人の同意等を得ていない場合。

⑥その他、当社がサービス利用者とすることを不適当と判断する場合。

2.当社は、利用申込を承認しない、もしくは取消を行ふ場合は、当該会員に電話又は FAX 及び電子メールにより通知を行ふものとします。

3.以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に予告することなく、直ちに該当する会員の各サービス利用資格の全部もしくは一部を停止又は失効させることができるものとします。

①会員により、各サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があった場合。

②会員が死亡された場合、その他会員が権利能力を失った場合。

③会員が第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行を受けた場合。

④会員が破産、会社整理、特別清算、民事再生、会社更生手続開始等の申立てを受け又は自ら申し立てをした場合。

⑤その他、会員もしくは利用者が本規約に違反した場合。

⑥会員として不適切又はサービスの提供に支障があると当社が判断した場合。

4.前項の規定に従いいずれかのサービスの利用資格が停止又は失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止又は失効の日までに発生したサービスに関する債務の全額を、当社の指定する方法で一括して支払うものとします。

5.既に受領した会費その他の金銭の払戻は一切行いません。

6.本規約により利用停止した会員の利用中に係る一切の債務は、その利用停止中の後においても、その債務が履行されるまでは、消滅しません。

第五条（有料サービス利用料金）

1.当社は利用料金等を当社が定める料金集計期間ごとに算出し、請求します。

2.会員は前項により請求された場合、当社が定める支払い期限までに料金を支払うものとします。

3.口座振替による支払いの場合、請求代金の支払い期限は、当社が定めた期日とします。

4.請求書の郵送を希望する場合には、請求書発行手数料として別途￥100（税別）をご負担いた

だきます。

5.消費税等はサービス対象となる月の税率で利用料金等とは別に徴収させていただきます。ただし、法令の改正により消費税率が変更された場合は、変更後の税率を適用いたします。

第六条（ユーザーID及びパスワード等の情報管理）

1.利用中の各サービスによって発行するユーザーID及びパスワード等は、会員本人が責任をもって管理するものとします。万一、ユーザーID及びパスワード等を第三者に不正取得された場合、又はその危険があることを否定できない場合、会員は速やかに当社に報告するとともに、対応として必要な十分な措置を講じるものとします。

2.前項に定めた報告を行わない場合、当社では入力されたユーザーID及びパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、会員による利用があつたものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により会員以外の者が利用している場合であつても、それに起因した損害について当社は一切責任を負いません。

3.当社は、当社又は会員の責めに帰すべき事由の有無に問わらず、利用されるユーザーIDが外部に流出し、当社がパスワードの変更をしても不正利用を防止することができないと判断する場合、又は当社及び会員の利益を害すると判断する場合には、当該IDを失効させることができます。また、会員から文書による要請があつた場合も同様とします。

第七条（作業会社）

当社は、サービスによって業務の全部又は一部を当社取引会社へ委託することができます。

第八条（会員の責務）

1.会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスに変更があつた場合は、速やかに当社が指定する連絡先へ連絡するものとします。

2.変更登録がなされなかつたことにより生じた損害について、当社は一切責任を負いません。また、変更登録がなされた場合でも、変更登録前に既に手続きがなされた取引は、変更登録前の情報に基づいて行われますのでご注意ください。

3.会員は、本サービスで提供される情報等が当社又は当社が許諾を受けている第三者の財産ないし知的財産であることを確認し、これを争わないものとします。また、当社又は当該第三者に無断で転載・転用・改編、法令及び本規約で禁止されている行為を行わないものとします。

4.会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当該損害の賠償及び遅延損害金を負う場合があります。

第九条（会員情報の取扱い）

1.会員は、利用申込の諸手続きにおいて、当社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を当社に提供するものとします。

2.当社は、会員情報及び履歴情報を、当社の「個人情報保護への取組み」に従い、善良なる管理者としての注意を払って当社が管理します。

3.当社は、会員情報を、会員へのサービス提供、サービス内容の向上、サービスの利用促進、及びサービスの健全かつ円滑な運営の確保を図る目的のために、当社において利用することができるものとします。

4.当社は、原則として会員情報を会員の事前の同意なく第三者に開示することはございません。ただし、次の各号の場合には、会員の事前の同意なく、当社は会員情報をその他のお客様情報を開示できるものとします。

①当社の提携先等、第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝又は他の事業案を、電子メールもしくは郵便等で当社が通知する場合、又は電話等により連絡する場合、及び会員がアクセスした当社のホームページもしくはその他の会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。

②当社が、各サービスに関する利用動向を把握する目的で、申込情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合。

③法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。

④会員と当社との取引に必要な範囲において、当社関連会社及び取引会社に当社の業務を委託する場合。

⑤会員から事前に同意を得た場合。

⑥当社の権利、利益、名誉等を保護するために必要であると当社が判断した場合。

C.国、地方公共団体が行う又は特別法に基づく組合、公務員の職員団体、労働組合がそれぞれの組合員に対して行う販売又は役務の提供の場合

⑦その他、当社がやむを得ないと判断した場合。

5.当社は、会員に対して、メールマガジンその他の方法による情報提供（広告を含みます）を行えることができるものとします。会員が情報提供を希望しない場合は、別途当社が定める方法に従い、その旨を通知してください。当社で内容を確認した後、情報提供を停止します。ただし、本サービス運営に必要な情報提供につきましては、会員の希望により停止することはできません。

6.会員は、利用者に関する情報を当社に登録又は提供する場合、事前に当社による当該情報の利用、開示もしくは提供について、該当する利用者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に際して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用者が損害が発生した場合、該当する会員は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけない、又は損害を与えないものとします。

7.会員は、会員情報を照会又は変更することを希望する場合には、別途当社が定める方法に従ってかかる照会又は変更を請求できるものとします。なお、婚姻の他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、当社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとします。

第十一条（免責）

1.当社は、会員がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2.各サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、会員登録を通して提供もしくは収集された会員情報の消失、その他サービスに関する発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。

3.会員又は当社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、各サービスの全部又は一部を利用できることにつき、当社は一切の責任を負いません。

4.当社の行った作業が原因で、お客様のデータが消失した場合、当社の責に帰することのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害が発生した場合、作業時間の大幅な遅延が原因でお客様に何らかの損害が生じた場合も、当社は一切責任を負いません。

5.申込者は又は会員のパソコン内にあるデータの保護はできません。万一に備え、必要なデータは作業前にお客様にてバックアップを取ってください。

6.各サービスの停止・解約・サービス内容の変更によって受けける損害について、賠償する一切の責任を負いません。

7.当社は前項に掲げるほか、各サービスの利用に起因して会員に発生した一切の損害について、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第十二条（本規約の変更等）

1.当社は、当社から必要と判断した場合、会員の個別の同意を得ることなく、本規約の追加・変更（価格改定を含む）・削除等ができるものとし、会員はこれを承諾して各サービスを申し込むものとします。

2.当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1ヶ月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL:https://bizall.co.jp/pdf/agreement.pdf）に掲示し、又は会員に電子メールで通知します。

3.変更後の利用規約の効力発生日以降に会員又は利用者が各サービスを利用したときは、会員は、利用規約の変更に同意したものとみなします。

第十三条（各サービスの利用）

各サービスの利用に際しては、当該サービスの利用規約にあらかじめ同意するものとします。

第十四条（秘密保持）

1.当社は、会員の承諾を得ることなく、会員の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。

ただし、当社は政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、法律上認められる範囲内で会員の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止め命令又は秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えた上で、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとします。

2.当社は、秘密情報をについて当該秘密情報を知る必要のある自己的役員及び従業員、パート、アルバイトのみに開示するものとし、当該役員及び従業員、パート、アルバイトに対して本規約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとします。

3.当社は、本サービスの提供に合理的に必要な範囲内でのみ必要情報を複製することができるものとします。

第十五条（反社会的勢力の排除）

1.会員及び当社は、相手方に對し、過去及び現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜するゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という。）のいすれにも該当しないこと及び次の各号のいすれにも該当しないことを表明するとともに、将来にわたりいすれにも該当しないことを保証します。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる關係を有すること。

②反社会的勢力が経営に實質的に關与していると認められる關係を有すること。

③反社会的勢力に對して資金等を提供する、便宜を供與するその他の社会的に非難されるべき關係（以下「社会的に非難されるべき關係」といいます。）を有すること。

④役員又は経営に實質的に關与している者が反社会的勢力と社會的に非難されるべき關係を有すること。

⑤反社会的勢力を利用していると認められる關係を有すること。

2.会員及び当社は、相手方に對し、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいすれの行為も行わないことを保証する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に關して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

④風説を流布すること又は偽計もしくは威力を用いることにより相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他の前各号に準ずる行為

3.会員及び当社は、相手方に對し前二項の確約に反する事が判明した場合、何らの催告を要さずに、本規約を解除することができるものとします。

4.当社は、前項の規定に基づき本規約を解除した場合に、契約解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償・補償する責任を負わないものとします。

5.当社が、本条3項により会員との契約を解除した場合において損害を被ったときは、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。

第十六条（禁止事項）

会員は、各サービスの利用に関して、次の行為を行わないものとします。

①利用申し込みの際、虚偽の情報を連絡する行為

②既に当社各サービスを利用している会員に営業する行為

③他の会員の複数ユニークID 及びパスワードを不正に利用する行為

④当社及び第三者の権利、財産、及びプライバシーを侵害する行為、もしくは、当社及び第三者の名譽・信用を毀損し、又は侮辱・誹謗中傷するような行為

⑤有害なコンピュータープログラムなどを用いて当社及び各サービス提供元のシステムに損害を与える行為並びに各サービスの運営を妨げる行為

⑥各サービスにおけるソリューション・ソリューション・エンジニアリング、改造、改変及び複製する行為

⑦各サービスに關連して当社から取得した当社の業務上の機密を第三者に開示・漏洩する行為

- ⑧前各号の準備行為、又は前各号の行為をなす恐れのある行為
 ⑨前各号のほか、当社又は第三者に不利益を与える行為、及び法令、公序良俗並びに本規約に違反する行為、又はそのような恐れのある行為
 ⑩各サービスの趣旨にそぐわないと当社が判断した行為

第十七条（告知の方法）

- 1.本規約に記載されている各告知その他当社からの連絡は、当社ホームページへの掲載、電子メールによる通知など、当社が適切と判断する方法によるものとします。
 2.当社が前項の各告知その他の連絡について書面をもって行う場合、発送・発信の時点で到達したものとみなします。

第十八条（協議）

本規約に定めない事項及び協議の生じた事項は、双方同意をもって協議するものとします。

第十九条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■ Dr.MJE 利用規約

当社は、当社の提供する有料サービス「Dr.MJE」の利用に関して、以下の通り利用規約を定めます。

（IT サポートサービスは、2018 年 4 月から Dr.MJE に名称変更しました。）

第一条（サービスの定義）

1.本規約は、当社が提供する Dr.MJE のサービスを会員が利用する際の一時に適用します。

2.本規約でいう Dr.MJE とは、複合機やサーバー、UTM、カメラ、PC 等の物件及びネットワーク等の保守サービス並びに IT 全般の負担を軽減し、快適な IT 環境を実現するために提供するサービスの総称をいいます。Dr.MJE で提供するサービスの種類は、以下の各号とします。

- ①Dr.MJE (R)：遠隔リモート対応にてサポートサービスを行います。
- ②Dr.MJE (V)：遠隔リモート対応及び現地訪問対応にてサポートサービスを行います。
- ③Dr.MJE (I)：当社の契約物件がない会員へのネットワーク環境に関するサポートサービスや保守対応を行います。（2020 年 3 月 31 日までに契約終了されたもの。）

3. Dr.MJE の利用は、事業用目的に限り、それ以外の目的で利用することはできません。また、サービス提供区域は、日本国内に限ります。

第二条（申込み及び契約期間、料金・支払方法）

1. Dr.MJE 説明は、会員が Dr.MJE の会員申込書を当社に提出し、本サービスに該当する契約物件を設置した時点で契約が成立するものとします。ただし、試用期間（第八条に定める期間をいいます。）又は契約物件の追加がない場合、当社から申込承諾の通知を発信した時点で契約が成立するものとします。

2. 本契約は申込後、契約物件の設置から 3 年間を契約期間とします。ただし、試用期間は、更新時に引き継がないものとします。以降は同じ条件による 1 年間の自動更新とします。

3. 会員は、第一条 2 項で定めるサービスの対価として、当該会員の最初の 1 物件のみ、次の各号のいずれかの利用料金を支払うものとします。

- ①Dr.MJE (R)：月額 3,000 円（税別）
- ②Dr.MJE (V)：月額 4,000 円（税別）
- ③Dr.MJE (I)：月額 5,000 円（税別）

4. 会員は、当社と複合機・サーバー・カメラ・UTM・PC 等を追加契約した場合、1 物件毎に月額 500 円（税別）を支払うものとします。なお、追加料金は、会員が占有している物理的に異なる事業所等においても適用するものとします。

5. 会員は、前二項の対価について毎月末日を締切りとし、翌月の当社が指定する日に原則口座振替で支払うものとします。なお、指定日が金融機関の休日の場合は、翌営業日とします。ただし、当社と会員で別途上記とは別の合意をした場合は、その支払方法に準じます。

6. Dr.MJE 料金の課金開始は、設置月の翌月からとします。ただし、会員申込書に課金開始月が記入されている（試用期間が設定されている）場合は、第八条を優先します。

7. 当社は、月額料金の日割は行わないものとします。

第三条（免責）

1. 当社は、Dr.MJE 対応中に以下の内容が半判明した場合、対応を行わざるを終了する場合があります。

- ①会員及び利用者より第一条に定める対象物件以外の機器の対応を要求された場合。
- ②会員及び利用者より遠隔リモートなど、違法行為となる作業を要求された場合。
- ③対象機器が致命的な不具合により正常に作動しない場合。
- ④対象機器が違法な改造をなされている場合。
- ⑤対象機器のパスワードを会員及び利用者が解除できない場合。

2. Dr.MJE は、アプリケーション、システムの開発、

ホームページ作成、作業代行及び 30 分以上の時間を要するレッスンや技術的な教育、その他当社が一般的なアプリケーションの操作支援ではないと判断する業務についてはご訪問、又は作業をお断りする場合があります。

3. 電話サポート又はリモートサポートは、ご利用環境、回線の通信状況によってはサービスを提供できない場合があります。

第四条（解約）

1. Dr.MJE の利用停止をご希望の場合は、当社のサポートデスクまでご連絡ください。解約申請書をお送りしますので必要事項をご記入いただき、当社死んで返送ください。解約申請後、当社より解約申請承諾メールをお送りします。これをもって解約申請を受理したものとし、受理した月をもって解約とします。当社は、解約承諾後、会員及び利用者の端末から Dr.MJE のアンインストールを行います。その際、会員及び利用者は、必要に応じて前述の作業に協力するものとします。

2. 契約期間中に解約をする場合、「サービス利用料金×申込月より 3 年終了までの残月数割りの違約金がかかります。

3. 本契約で定める当初の契約期間以後の解約の場合、会員は利用料金とは別に手数料 10,000 円（税別）を支払うものとします。ただし、解約申請期間（契約満了月から翌々月末日までの期間をいいます。例：6 月末日契約満了の場合は、6 月～8 月末日とします。）の解約の場合は、その手数料を免除するものとします。

4. 本条により解約した会員の利用中に係る一切の債務は、その解約後においても、その債務が履行されるまでは消滅しません。

第五条（利用提供の一時的停止）

1. 当社は、以下の場合、会員の Dr.MJE の利用を停止することができます。

① 不正規に取得されたアカウントの該当性・適正性を確認・調査する必要が生じた場合、同確認・同調査に要する合理的期間内

② 本規約第一条 3 項の事由の有無を確認・調査する必要が生じた場合、同確認・同調査に要する合理的期間内

③ ビズオール会員規約第十六条の各事由の有無を確認・調査する必要が生じた場合、同確認・同調査に要する合理的期間内

④ その他、当社が会員による利用がサービスの運用に支障を来す恐れがあると判断した場合、その恐れが解消されるまでの間

2. 当社は、前項のほか、当社の判断により、Dr.MJE の利用を一時的に停止することがあります。これについて、会員は当社に異議を述べることができませんが、当社は遅延なく告知するものとします。

第六条（Dr.MJE 停止に関する確認事項）

1. Dr.MJE は、サーバー、システム、電気通信設備のメンテナンス、更新、変更、切り替え、交換なしし補修などを行う場合、又は各種調査・確認などの場合に、一時的に利用を停止することがあります。なお、当社は、停止する日時の予定について、2 営業日前までに告知します。

2. 前項にかかわらず、天災地変、停電又は回線の不良、事故、突然的な障害の発生などの緊急の場合には、事前告知を行なうことなく Dr.MJE を停止することができます。天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部又は全部を遮断することができなくなつた場合、その他公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う必要があると判断した場合も同様です。

第七条（利用環境や初期設定に関連した確認事項）

1. Dr.MJE を利用する上で必要な本事業所に対する本ルーター、インターネットを利用するため必要な PC、ハードウェア、ソフトウェア及び通信回線その他一切の利用環境（以下「利用環境」といいます。）は、会員が自己的費用と負担において整備なし準備するものとします。

2. 当社は、会員に事前に告知することなく、Dr.MJE の仕様の変更ができるものとします。

第八条（試用期間）

1. 試用期間とは、Dr.MJE の新規契約において、当社により認定された契約物件がない申込者で、かつ当社が承認した無料期間をいいます。

2. 試用期間は、Dr.MJE (R) のみ適用し、最大 6 か月までの期間で当社が定めるものとします。

3. 試用期間の契約料金開始月は、会員申込書に記入された課金開始月からとします。

4. 試用期間の解約は、第四条に定めるものとします。

第九条（本規約の変更等）

規約の改定については、ビズオール規約第十一條に準るものとします。

[Dr.MJE 会員サポートデスク]

0120-032-712

（受付時間 平日 9:00～18:00）

■ LED 保守利用規約

当社は、当社の提供する有料サービス「LED 保守」の利用に関し、以下の通り利用規約を定めます。

第一条（サービスの定義）

1. 本規約は、当社が会員へ販売設置工事をする LED の機器に関する保守契約に適用します。

2. 本規約でいう LED 保守とは、当社が提供する LED 蛍光管（20W、40W、110W）のセンドバック保守サービスになります。センドバック保守サービスとは、LED 蛍光管が故障した場合、当社から新しい LED 蛍光管を会員へ郵送する保守サービスです。取付け交換後、故障した LED 蛍光管は当社へ送り返していただきます。（注：取り付けに関して当社にて訪問が必要な場合、別途出張費と取り付け工事費は有償となります。）

① LED 保守（M）：直管型 100 本未満（1～99 本）の納入商品に対して保守を行います。

② LED 保守（L）：直管型 100 本以上（100～150 本）の納入商品に対して保守を行います。

3. 会員は、LED 保守において、当初の契約型式とセンドバックで郵送する型式が異なる場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第二条（申込み及び利用期間、料金・支払方法）

1. LED 保守契約は、会員が LED 保守の会員申込書を当社に提出し、LED 保守に該当する契約物件を設置した時点で契約が成立するものとします。

2. 本契約は申込後、契約物件の設置から 3 年間を契約期間とします。以降は、同じ条件による 1 年間の自動更新とします。ただし、会員申込書に試用期間が設定されている場合でも、LED 保守には適用しないものとします。

3. 会員は、第一条 2 項で定める保守サービスの対価として、以下の利用料金を支払うものとします。

① LED 保守（M）：月額 1,000 円（税別）

② LED 保守（L）：月額 2,000 円（税別）

4. 会員は、前項の対価について毎月末日を締切りとし、翌月の当社が指定する日に原則口座振替で支払うものとします。なお、指定日が金融機関の休日の場合は、翌営業日とします。ただし、当社と会員で別途上記とは別の合意をした場合は、その支払方法に準じます。

5. LED 保守の課金開始は、設置月の翌月からとします。ただし、会員申込書に試用期間が設定されている場合でも、LED 保守には適用しないものとします。

6. 当社は、月額料金の日割は行わないものとします。

7. 会員は、会員からの承諾を得ることなく、料金の改定又は部分的変更を行うことができるものとします。

サービスの提供条件は、変更後の本規約によるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当社は当社ホームページ上に掲示し、通知するものとします。尚、本規約変更通知後 10 日以内に G-PREMIUM の解約の申し出がない場合、会員及び利用者は当該変更内容に同意したものとみなします。

第三条（申込み及び利用料金・契約期間・支払方法）

1. 本規約は G-PREMIUM の利用申込書を当社へ提出又は Web 上より利用申込を行い、「G-PREMIUM」をインストールした時点で契約が成立するものとします。

2. 会員は当社より発行されたライセンスキュー 1 つに付き、月額 1,200 円（税別）を支払うものとします。

3. 当社が無料期間の提供をした場合、期間は最大 2 カ月間とし、無料期間終了までに何ら解約の申し出がない限り、G-PREMIUM の利用契約を継続し、無料期間終了後、契約者は本条 2 項に定める利用料金を支払うものとします。

4. ライセンスキューの追加、もしくは過去に G-PREMIUM の利用履歴がある場合は、前項にある無料期間は適用されないものとし、契約成立月より課金が発生するものとします。

5. 利用料金の支払方法に関して、口座振替で支払うものとします。支払い日に関して、当社が定める毎日（毎月、先月分の利用料金を請求するものとします。ただし、当社と会員で別途上記とは別の合意をした場合は、その支払方法に準じます。

6. 当社は月額費用の日割は行わないものとします。

7. 会員は、会員からの承諾を得ることなく、料金の改定又は部分的変更を行うことができるものとします。

第四条（サービス提供の承認の取消）

1. 本規約第三条に定める申込について、以下のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社はその申込を承認しない、もしくは取消を行ふ場合があり、申込者はあらかじめこれを了承するものとします。

① 利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記があった場合。

② 利用申込にあたり、口座情報、又は、指定クレジットカード会社より無効扱いの通知を受けた場合。

③ 過去にサービス加入資格の停止又は失効を受けた場合。

④ 過去に料金の未納、滞納をした場合。

⑤ 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人のいずれかであり、法定代理人、保佐人の同意等を得ていない場合。

⑥ その他、当社がサービス利用者とすることを不適と判断する場合。

2. 当社は、利用申込を承認しない、もしくは取消を行ふ場合は、当該申込者又は会員に郵送もしくは電話連絡又は電子メールの手段により通知を行ふものとします。

第五条（利用資格の停止及び失効）

1. 以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに発効しているライセンスキューの全部もしくは一部を停止又は失効させることができるものとします。

① 会員により、G-PREMIUM に関する料金等の支払債務の履行履歴又は不履行があった場合。

② 会員が死亡された場合、その会員が権利能力を失った場合。

③ その他、会員もしくは利用者が本規約に違反した場合、会員として不適切又は G-PREMIUM の提供に支障があると当社が判断した場合。

2. 前項の規定に従い、いずれかの G-PREMIUM の利用資格が停止又は失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止又は失効の日までに発生した G-PREMIUM に関する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括して支払うものとします。

3. 既に受領した会員費その他の金銭の払戻は一切行いません。

4. 本条により利用停止した会員の利用中に係る一切の債務は、その利用停止の後においても、その債務が履行されるまでは消滅しません。

第六条（解約）

1. G-PREMIUM の利用停止をご希望の場合は、当社へ利用停止を行なう G-PREMIUM を内蔵する PC の情報を電話又は解約申請フォームよりご申請ください。解約申請後、当社より解約申請承諾メールをお送り致します。これをもって解約申請を受理したものとし、受理した月をもって解約されるものとします。

2. 本条により解約した会員の利用中に係る一切の債務は、その解約の後においても、その債務が履行されるまでは消滅しません。

3. ライセンスの失効後、導入直前の動作設定、環境へ自動的に戻り、G-PREMIUM 導入時にもたらされた効果・効能は消失します。

■ 施行日：2020 年 7 月 1 日